

平成30年第11回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 平成30年11月28日(水) 午後3時から午後4時40分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 大久保 眞理子
三番委員 生野 誉士
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長	増田 真由美	教育部教育監	佐藤 雅昭
教育部次長	河野 和広	次長兼学校教育課長	佐藤 浩介
次長兼学校施設課長	池田 武文	教育総務課長	清水 昭男
体育保健課長	西川 幸宏	人権・同和教育課長	大石 琢哉
社会教育課長	永田 佳也	文化財課長	沖田 光宏
教育センター所長	御手洗 宏昭	美術振興課長	長田 弘通
体育保健課参事補	大渡 文子		

5 書記

教育総務課参事補	黒木 眞由美	教育総務課主査	谷矢 啓良
教育総務課指導主事	三嶋 みどり		

6 傍聴人 なし

7 議題

(1) 議案

(教議第54号) 県費負担教職員の処分の内申について

(教議第55号) 平成31年度当初予算要求について

(教議第56号) 工事請負契約の締結について

(教議第57号) 平成30年度12月補正予算について

(教議第58号) 大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について

(教議第59号) 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

(教議第60号) 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

(教議第61号) 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第54号から教議第56号の議案審議は秘密会とします。

教育長 教議第54号「県費負担教職員の処分の内申について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第54号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長 それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教育長 それでは次に、教議第55号「平成31年度当初予算要求について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(審議の結果、教議第55号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは次に、教議第56号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 学校施設課長 教議第56号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

このたび工事を行う舞鶴小学校北校舎は昭和51年5月に建設され、築40年を経過しており、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要ですが、長寿命化改修とは建物を躯体以外すべて解体し、建物を骨組みの状態にし、既存の構造躯体を利用して全面改修を行うものでございまして、延べ面積は2,169㎡でございます。

整備の内容につきましては、給排水設備などライフラインの更新により建物の耐久性を高めるとともに、普通教室において教室と廊下の間仕切りを4連収納型にすることでオープンスペースによる多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供、さらに集会室や育成クラ

ブなど機能の複合化にも配慮したものとなっております。

契約の方法は「要件設定型一般競争入札（総合評価方式）」で、契約金額は、「3億7,674万7,200円」、「後藤建設 株式会社」と11月26日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、平成31年11月29日を予定しており、3学期から供用開始の予定でございます。

なお、本議案については、第4回市議会定例会において、追加議案として提出しようとするものであり、議会での審議・決定を経て、本契約を行い、1月からの工事を予定しております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第57号「平成30年度12月補正予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第57号「平成30年度12月補正予算について」ご説明申し上げます。

本年度の教育費の現計予算額は、9月補正後の147億7,347万7千円でございますが、今回の補正額は、1億3,095万円の減で、補正後の額は、146億4,252万7千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額は子どもすこやか部所管の幼稚園費及び市民部所管の公民館費を除き、1億1,447万6千円の減で、補正後の額は、126億90万8千円でございます。

今回の補正は、人件費の調整でございますが、その概要について、ご説明させていただきます。

人件費につきましては、30年度の当初予算編成時においては、そ

の年の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや退職手当については定年退職者数のみで算定するなど、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希望等により、給与の変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正を行おうとするものでございます。

また、予算編成上、人件費は主な事業ごとに分けて計上しておりますので、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。しかしながら、ここでの説明につきましては、教育委員会全体をまとめた状況につきまして、説明させていただきます。

はじめに、報酬につきましては、9,189万4千円の減となっておりますが、この主な要因は、嘱託職員の人数が当初の見込みよりも、34名減となったことによるものでございます。

次に、給料につきましては、4,643万1千円の減となっております。この主な要因は、4月の人事異動に伴う市長部局との人事異動により、職員数が当初予算編成時に比べ7名減となったことによるものや、育児休業等の長期休暇者が増加したことによるものでございます。

次に、職員手当につきましては、9,120万3千円の増となっております。この主な要因は、退職手当が増加したことによるものでございます。

退職者数につきましては、30年度当初予算編成時に比べ、6名増で算定することとなったためであり、その内訳は、当初予定していなかった早期退職等による算定が必要となったことによるものでございます。

また、共済費につきましては、6,735万4千円の減となっております。この主な要因は、報酬や給料と同様に、職員数が減となったことによるものや、育児休業等の長期休暇者が増加したことによるものでございます。

次に、債務負担行為の設定についてでございます。

はじめに、明治小学校一時使用教室棟借上料でございますが、平成

31年度に1学級増加予定である明治小学校において、教室不足を解消するため、今年度一時使用教室棟を建設する予定でしたが、過去3回の入札において不調となったことから、契約方式を建設方式からリース方式に変更し、今年度中に契約を行うため、平成30年度から36年度までの間、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、指定管理者制度を導入しておりますアートプラザにつきまして、管理業務委託契約が本年度末で満了いたしますことから、今年度中に契約を行うため、平成30年度から35年度までの間、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、アートプラザに係る指定管理者の指定につきましては、本日のちほどご決定をいただきたいと思いますと考えております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第4回市議会定例会にて、審議・決定をいたさうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第58号「大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第58号「大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

はじめに、「1 改正理由」につきましては、幼稚園教諭の給与について、県の義務教育諸学校の教育職員に適用される「職員の給与に関する条例」の改正に準じ、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当及

び日直手当を改定しようとするものでございます。

次に、「2 改正内容」の1点目は、給料月額の改定でございますが、県の教職員に準じ、若年層に重点を置いた引き上げを行うものでございます。

なお、本給料表は平成30年4月1日からの適用となります。

2点目は、期末手当及び勤勉手当の改定でございますが、本年度12月期の勤勉手当の支給月数を、一般の職員、再任用職員ともに0.05月分引き上げを行うものでございます。

なお、本勤勉手当の支給月数は、平成30年12月1日からの適用となります。

また、期末手当及び勤勉手当の平成31年度以降の支給月数につきましては、ともに、6月期と12月期に均等に配分を行うものでございます。

3点目は、扶養手当の月額の改定でございますが、子に係る扶養手当を、月額8,500円から9,000円へ500円の引き上げを行うものでございます。

なお、本扶養手当の月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの適用となります。

4点目は、日直手当の改定でございますが、勤務1回にかかる支給額を、4,200円から4,400円へ200円の引き上げを行うものでございます。

なお、本日直手当は、平成30年4月1日からの適用となります。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、2点目の平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

ご質問などありませんか。

教育長

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
教育長 それでは次に、教議第59号「公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」を議題といたしますが、教議第59号から教議第65号につきましては、相互に関連がありますことから、審議を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 (了承)
教育長 それでは、事務局、説明をお願いします。
教育総務課長 教議第59号から教議第65号「公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」一括してご説明申し上げます。

まず、本市を含む7市1町で形成された大分都市広域圏についてでございますが、大分都市広域圏では、住民サービスの分野において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指し、その基本連携項目の1つに公共施設の相互利用の促進を掲げており、平成28年度より協議を重ねてきたところでございます。

協議の概要については、公共施設の相互利用に関して、圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議調整を行うとともに、相互利用を促進するツールとなる、公共施設案内・予約システムの共同利用に向けて協議を行ってきたところであり、来年度を目途に、公共施設の相互利用及びシステムの共同利用を目指しているところでございます。

このような中、本議案につきましては、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容をふまえ、本市の公の施設の一部を7市町（別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町）の住民の利用に供させるための地方自治法第244条の3第2項に基づ

く協議について議会の議決を求めるものでございます。

協議内容といたしましては、相互利用対象とする施設とその施設を利用させる方法と施設の経費負担の3点でございます。

相互利用時のフロー図を掲載しておりますが、相互利用対象地域となる大分都市広域圏の住民に利用する権利を付与するものであり、市外利用者の利用を制限するものではありません。

来年3月からの供用開始を予定しております公共施設案内・予約システムの概要を参考までに記載しておりますが、このシステムを利用することにより公共施設の案内情報の一元化やインターネット上での予約申込が可能となり、公共施設の相互利用が図られることとなります。

なお、相互利用ができる大分市の公共施設のうち、教育委員会に関連する施設は、地区公民館、情報学習センター、大分市美術館、アートプラザでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

委員

大分市の施設を他の市町村の住民が使用する場合の利用料は変わりますか。

教育総務課長

利用料は、条例等に規定されておりますが、基本的に、条例で利用料を市内と市外で分ける場合を除き、市内と市外の方の利用料金は同額となります。

委員

この制度により、大きく変わる点について説明をしてください。

教育総務課長

これまで、市外在住者の利用については、利用を妨げる特段の定めがないことなどから、公共施設の利用を許可していましたが、今回、相互利用対象地域の在住者は、法的に公共施設を利用できる権利を有することとなります。

委員

例えば、今までは大分市の公共施設を別府市民が利用する場合、特

段の定めがないことから利用できていたものが、大分市民と同等に権利を有して利用できるようになるということでしょうか。

教育総務課長

はい。そのような利用が可能となります。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第59号から教議第65号までの7議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、教議第59号から教議第65号までの7議案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第66号「平成31年3月末教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第66号「平成31年3月末教職員定期人事異動方針について」

学校教育課長

ご説明申し上げます。

本案は、平成31年3月末に実施いたします市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員の定期人事異動について、その方針についてご決定をいただこうとするものでございます。

県内公立学校の教職員の異動につきましては、大分県教育委員会が平成30年10月22日に新たに決定した「平成31年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に沿って執り行われますが、本市においては、その県の方針を基本とし、本市教育の充実発展に資するよう、独自に方針を定めております。

「1 一般方針」につきましては、(1) 広域人事の推進と本市の実態に立った適材適所の配置、(2) 児童生徒数の推移を踏まえた人事異動の推進、(4) 年齢・性別・免許・特技等を考慮した教職員構成の適正化などを主眼に置いております。

「2 任用」につきましては、(1)、(2)、(3)の校長・園長及び副校長・教頭、学校支援センター所長の任用では、教育的識見、管理運営の能力等を勘案し、採用選考により適任と認められ、採

用資格保有者名簿に登載された者の中から採用いたします。

(4)の主幹教諭については、本人の能力・識見等を勘案し、県教委が行う選考の結果により、採用するとともに、教頭採用資格保有者名簿の登載者の中からも採用を行うこととなっています。

(5)の指導教諭については、昨年から選考試験を廃止し、市教委の推薦に基づき、能力評価等を踏まえて選考し、採用を行うこととなっています。

(6)の教職員では、採用者予定者名簿に登載された者から採用することになっております。

「3 転任」につきましては、「平成31年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」に沿って策定した、大分市「平成31年3月末教職員定期人事異動取扱要領」に基づいて行いたいと考えております。

教職員の人事異動においては、「1 具体的方針」(5)同一学校に3年以上在職した教職員を異動対象とし、特に同一学校に6年以上在職する者は原則異動を行うものとします。

また、(6)では、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとしており、1つまたは2つの人事地域しか勤務していない者は、人事地域間での異動対象とします。

異動先の人事地域については、1の中津市から14の玖珠町・九重町までの14の「人事地域」及び、Aの離島からHの他都道府県における正規教員歴までの8つの「学校等」を人事地域としてみなすものとしております。

同じく(7)本市において12年在職した教職員も、人事地域間での異動対象者となりますことから、過欠員の状況、各学校における経営への影響などを勘案しながら、他の市町村との人事交流に対応してまいりたいと考えております。

市内の異動につきましては、市内を5つの地区に分割して全市的な広域異動を行うことにより、各校の教職員構成の適正化に努めて参りたいと考えております。

では、異動方針に戻ります。

5の幼稚園教職員の異動について、機構改革に伴い、関係する実務は子どもすこやか部が担当しておりますが、採用、昇任、退職などの発令は教育委員会の決定をいただくこととなりますので、この教職員定期人事異動方針に準じた取扱いとしたいと考えております。

6の学校主事や給食調理員などの市費職員につきましては、在籍年数を基本に業務状況や退職までのバランス、自己申告書等を考慮して行いたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

委員

昨年度の方針から大きな変更はありますか。

次長兼

大きな変更はございません。

学校教育課長

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第67号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第67号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

このたび工事を行う横瀬小学校中校舎は昭和52年3月に建設され、築40年を経過しており、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要及び整備の内容につきましては、先ほどご決定をいただいた舞鶴小学校北校舎と同様でございます。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「4億6,407万

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第69号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長

教議第69号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、大分明治明野公民館の運営審議会委員の任期が11月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、平成32年11月30日までとなっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第70号「大分市指定有形文化財の指定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

文化財課長

教議第70号「大分市指定有形文化財の指定について」ご説明申し上げます。

去る平成30年11月16日に開催いたしました本年度第2回目の大分市文化財保護審議会におきまして、「大分市出土同範銅戈」一括2口について審議が行われ、大分市文化財保護審議会長より、大分市の有形文化財として指定の答申が出されました。

「住吉神社所蔵銅戈」は大分市大在中央にございます住吉神社の所蔵で、平成28年6月に住吉神社の総代より「神の像の入った箱の中より銅剣が発見された」との情報提供を受け、当課職員による調査を

実施し、「銅戈」であることを確認し、大分市歴史資料館にてお預かりいたしております。

「伝岩屋遺跡出土銅戈」は昭和5年頃現在の大分市立滝尾中学校敷地より発見され、同地で発見された「石戈」とともに「伝岩屋遺跡出土銅戈・石戈」という名称で平成20年12月20日大分市の有形文化財に指定されました。

平成30年9月3日から4日の2日間にわたり、大分市文化財保護審議会委員である別府大学教授 下村智教授による3D計測等の調査を実施していただきましたところ、細かい部分において極めて高い類似性が認められ、同じ鋳型から製作された「同範銅戈」であると判明いたしましたことから、文化財保護審議会に指定の諮問をいたしましたのでございます。

審議の結果、大分県下において同じ鋳型から製作された青銅器の確認は初めてのことであり、学術的価値が極めて高く、大分市の弥生文化を考えるうえで重要であることから、大分市の有形文化財に指定することが適当であるとする答申を踏まえ、指定のご決定をいただこうとするものでございます。

なお、本審議会において「伝岩屋遺跡出土銅戈・石戈」のうち「銅戈」を除外し、「伝岩屋遺跡出土石戈」とすることの変更についてもご承認いただいております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第71号「大分市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教議第71号「大分市指定無形民俗文化財の指定について」ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました、本年度第2回目の大分市文化財保護審議会におきまして、「戸次のほうちょう作り」一件について審議が行われ、大分市文化財保護審議会長より、大分市の無形民俗文化財として指定し、「戸次鮑腸保存会」を保持団体として認定する答申が出されました。

古川古松軒の「西遊雑記」や大分県出身の農学者である大蔵永常の「徳用食鏡」等、江戸時代の書物に「鮑腸汁」の記載が見られ、古くから食べられていたことがうかがえます。「戸次のほうちょう」は、地元戸次産の小麦粉を使用し、練って団子にしたものを廻しながら両手で引っ張り、両手いっぱい引き延ばして麺を作るところが大きな特徴であり、麺をゆで、昆布・いりこ・鰹節・干椎茸でとった、だし汁に醤油、すりごま、かぼす、しょうが、小ねぎを入れたつけ汁につけて食べる料理でございます。

麺を手で延ばす「鮑腸」はうどんの一種で、盆や祭りでの行事食で、手間と技術を要するため次第に家庭で作られなくなりました。

「戸次鮑腸保存会」は結成されて50年を経過し、現在、月の第3土曜日に「大南老人いこいの家」にて練習を兼ねてほうちょう作りを行っており、「大野川合戦祭り」や「よいやかがり火」などの地域イベントに出店し、また戸次小中学校でほうちょう作りを教えるなど、様々な活動を実施しております。

大分市文化財保護審議会 段上達雄委員による調査を実施いたしましたところ、大分市の代表的な郷土料理ほうちょうの作り方を伝承し、地域の子どもたちにも郷土の文化を伝えていることから、文化財保護審議会に指定の諮問をいたしたものでございます。

審議の結果、大分市の無形民俗文化財として指定することが適当であると答申を踏まえ、指定のご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長
次長兼
学校施設課長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項 2 点目「大分市立小学校空調設備整備 P F I 事業について」ご報告申し上げます。

本事業については、1 グループから提案書類等の提出があり、事業者選定委員会による審査の結果、落札者を扶桑工業株式会社を代表企業とするグループに決定し、1 1 月 2 0 日に大分市ホームページにて公表したところでございます。

落札者である、扶桑工業グループの構成企業の内訳でございます。グループ 1 4 社のうち 1 2 社が大分市内の事業者より構成されております。

次に、落札金額は、2 9 億 9, 0 3 1 万 2, 5 2 8 円でございます。

なお、予定価格は、3 0 億 2, 3 3 6 万 7, 0 0 0 円でございます。

次に、空調機器の特徴といたしまして、室外機の設置はデッドスペースを有効に活用したものとなっており、室内機を南側の窓際に 2 台設置し、教室内の気流や温度を均一に保つ快適な室内環境に配慮した施工となっております。

さらに、健康面への配慮として、各普通教室にインフルエンザウイルスを不活性化させる空間噴霧装置を設置する提案となっております。

また、災害対策につきましては、防災局との協議に基づき、L P ガスを熱源予定とする学校のうち、指定避難所である小学校 7 校を防災拠点校と位置付け、災害時においても、小型発電機や簡易調理設備の燃料として転用可能な L P ガスを充填しております「災害対応型のバルクユニット」、また、災害などによる停電時でも発電した電力で空調と照明を使い続けることが可能となる「電源自立型 G H P」を設置

し、中学校の空調整備事業にて同様に設置した中学校6校を加えると、市内13校にて防災機能の強化が図られるものとなっております。

次に設計・施工スケジュールについてでございますが、中学校の2倍近くの規模となる本事業においては、49校1,100教室を4期に分割し、それぞれ完成した順に空調機の使用を開始することが可能であり、10月第4週にはすべての学校で設置が完了する予定でございます。

また、今後は、現在の施工スケジュールの前倒しに向け、事業者グループと協議を行う予定となっております。

契約締結にかかる今後のスケジュールといたしましては、基本協定を11月下旬に締結いたしまして、仮契約を来年1月締結後、3月の平成31年第1回市議会定例会に上程し、議決後に本契約を締結する予定でございます。

以上でございます。

教育長

できるだけ、早期に整備できるよう努めていきたいと考えております。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

学校施設課長

報告事項3点目「大分市立学校における防犯カメラシステムの設置について」ご報告申し上げます。

大分市立学校における防犯カメラの設置につきましては、8月定例の本委員会におきまして、平成30年度9月補正予算に係る議案を提出し、ご決定をいただいたところであり、9月定例の本委員会では、防犯カメラシステムの設置及び運用に関する要領案について、ご報告したところでございます。

防犯カメラは、主に学校敷地への進入路を監視できる場所に取り付け、小中学校では3から5台、幼稚園では2台以下を予定しております。11月中旬から順次、各学校にモニターやレコーダーを設置する

とともに、校門及び設置場所付近等に防犯カメラが作動中である旨を表示し、来年度から5年間のリースで運用いたします。

要領の原案をお示しした際にご指摘をいただいた防犯カメラの設置者に係る規定について、修正案では、教育委員会が設置者であることを明確化したところがございます。

はじめに、第3条第3項でございますが、「管理責任者は、」に続く「防犯カメラシステムを設置した場合は、」を削っております。

次に、第6条第1項及び第2項は、教育委員会が防犯カメラシステムを設置する際の順守事項として、撮影範囲や防犯カメラが作動中である旨の表示等を規定するとともに、「設置の目的を達成する必要最小限度の撮影範囲に努める。」という努力義務規定から「設置の目的を達成するために必要な最小限度とすること。」という義務規定に修正しております。

要領案については以上でございます。

なお、防犯カメラの設置に伴い、大分市個人情報保護条例の規定に基づき、大分市個人情報審査会に諮問し、撮影することによる「個人情報の収集」及び捜査機関からの必要な範囲内での協力による「個人情報の提供」については、本目的を鑑み、ともに「可能」である旨の答申をいただいております。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

防犯カメラの設置場所については、教育委員会が定めるということでしょうか。

次長兼
学校施設課長

教育委員会が決めることとしております。

教育長
次長兼

「防犯カメラ作動中」の表示板は、何カ所設置しますか。

学校施設課長

表示板につきましては、学校からの要請に応じて適宜設置したいと考えております。

教育長
全委員

他にご質問はございませんか。

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項4点目「大分市学校給食西部共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会について」ご報告申し上げます。

大分市学校給食西部共同調理場の調理等業務委託につきましては、業務を委託する事業者の候補者の選定を公募型プロポーザル方式で公平かつ適正に実施するため、大分市学校給食西部共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会を設置しており、選定委員の構成メンバーにつきましては、名簿のとおりでございます。

今回の委託内容は、西部共同調理場で行われる最大約8,300食の調理等業務委託であり、委託期間は平成31年8月1日から平成34年7月31日までの3年間でございます。

第1回の選定委員会を一昨日の11月26日に開催し、募集要項等の審議を行ったところであり、明日募集要項等を公開した後、12月4日に募集要項等に関する業者への説明会を開催することとしております。

なお、募集期間は12月13日から12月25日までとしており、この間に応募事業者が提案書等を提出することとなっております。

今後につきましては、平成31年1月下旬に第2回選定委員会を開催する予定であり、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、西部共同調理場の調理等業務委託の契約候補者を選定することとしております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項5点目「平成30年度大分県児童生徒の体力・運動能力等に係る本市児童生徒の結果について」ご報告申し上げます。

1の「調査」の項にありますとおり平成30年5月から7月までの間に、はばたき分校を除く市内小中学校において新体力テストを実施しました。

2項目の「調査結果の概要」について、まず、本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果ですが、新体力テストにおける総合評価「C」以上、いわゆる高体力層と考えられる児童生徒の割合が小学校で85.5%、中学校で88.8%といずれも過去最高となっています。

この新体力テストにおける「総合評価」についてですが、8種目のテスト項目の成績を年齢性別ごとに区分した種目別得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化します。そして、それらの8項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、AからEまでの5段階で総合評価し、体力得点の高いほうからA・B・C・D・Eの5段階で評価したものです。

平成30年度と平成29年度の大分市平均の比較ですが、144項目中126項目で平均値が向上しました。特徴といたしましては、まず、「20mシャトルラン」におきまして、全ての学年において昨年の平均値を上回りました。次に、中学校女子の全ての学年におきまして、全ての項目において昨年の平均値を上回りました。最後に最重要課題としてとらえていました「50m走」は、2つの学年において昨年と同タイム、それ以外の学年においては平均値を上回りました。

3項目の「分析」ですが、小中学校において、新体力テストにおける総合評価「C」以上の児童生徒の割合が過去最高であり、本市児童生徒の体力は確実に向上しています。その要因といたしましては、各学校における「体力向上プラン」にもとづいた組織的な取組の定着、教員の指導法の工夫・改善、指導主事、保健体育指導支援員による訪問指導が効果的であったと考えられます。

最後に4項目の「課題」ですが、「50m走」については、着実に記録は向上しているものの、全国平均値を上回っていない学年がありますことから、走力の向上を最重要課題としてとらえ、体育主任研修などにおいて効果的な指導法について研修及び実技講習等を行ってきたいと考えています。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

美術振興課長 報告事項6点目「磯崎新氏寄贈図書について」ご報告申し上げます。

このたび、大分市出身で、世界的な建築家 磯崎新氏より、所蔵図書約18,000冊並びにテーブル2台、本棚7台が寄贈されました。

図書は、建築や芸術・美術関係から文学関係、洋書と多岐にわたっており、建築学の専門家から「磯崎先生の建築に対する考え方をうかがうことができる重要なもの」とのご意見をいただいております。

つきましては、12月22日土曜日にアートプラザで開催されます「アートプラザ開館20周年記念セレモニー 磯崎新氏講演会」に併せ、寄贈式を行う予定でございます。

寄贈されました図書のうち、データ整理済図書約9,000冊については、一部1,500冊前後を12月よりアートプラザ3階磯崎建築展示室にて公開し、年度末には、市民図書館にて、磯崎新コーナーを設け、約1,000冊を開架、残る図書は市民図書館の書庫に保管する予定でございます。

また、未整理図書約9,000冊は、今後、学術的調査及びデータ化を行い、一般公開に向け、準備を進めてまいります。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

体育保健課長 (お知らせ)

「WYSH教育に関する研修会の実施について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

美術振興課長 (お知らせ)

「特別展『第67回高文連 美術・書道・写真中央展』について

「特別展『第70回大分県立芸術緑丘高等学校美術制作展』について」

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 他に何かございませんか。

教育総務課長 次回の教育委員会につきまして調整をお願いいたします。

12月は、12月20日木曜日午後4時30分から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時40分 閉会)